

前年度からの主な改正箇所

改正箇所①

年度や期間といった基準日等について、定例的な改正

改正箇所②

意図を詳しく表記する改正

- ・1.格付基準 (1) ③ 総合評定値の説明
- ・1.格付基準 (1) ③ 指名停止期間による点数の説明
- ・1.格付基準 (1) ④ 技術者の数の説明
- ・1.格付基準 (2) ※の説明

改正箇所③

法改正等による改正。

- ・技術者区分表と備考の見直し

建設業法の改正により技術者となり得る資格等が増えることから、現行の県の建設業法関係資料や経営事項審査の資料により見直しました。